

参加表明及び企画提案等に関する質問の回答について

No	質問	回答
1	<p>「一宮市電気自動車用普通充電設備等導入事業公募型プロポーザル実施要領内の5 参加資格条件」に関して、「令和4・5年度一宮市入札参加資格者名簿(物品等)」の入札参加資格者名簿に登録されていることとあるが、現時点で名簿に登録していないが、登録に何日かかるか。現時点からの対応で間に合うか。</p>	<p>登録日数は、提出すべき書類に不備がなければ申請を受け付けてから審査完了まで7日間程度、必要になります。</p> <p>審査が完了した日が、15日までであれば翌月1日に登録されます。そのため、質問時点(令和5年12月8日)からの登録では、「一宮市電気自動車用普通充電設備等導入事業に係る公募型プロポーザル実施要領5 参加資格条件」を満たしません。</p> <p>つきましては、今一度、貴社における「令和4・5年度一宮市入札参加資格者名簿(物品等)」登録の有無について、一宮市総務部契約課(0586-28-9027)へ直接、ご確認いただきますようお願いいたします。</p>
2	<p>「一宮市電気自動車用普通充電設備等導入事業公募型プロポーザル実施要領内の7 参加表明及び企画提案等の提出(4)提出書類」に関して、企画提案書(任意様式)・正本1部(押印不要)・副本3部(押印不要)・電子媒体1部(PDF形式又はMicrosoft Office形式とする)とあるが、メールでは電子媒体のみを送り、正本、副本は郵送で送るということで問題ないか。</p>	<p>お見込みのとおりになります。</p>
3	<p>プロポーザル応募より事業者が選定され、優先交渉権者となるかと理解していますが、協定締結等において条件が合わない場合は、交渉権がなくなるという理解でいいか。どのような場合、交渉権がなくなるのか。</p>	<p>ご理解のとおりになります。また、交渉権が無くなる場合としては、一宮市電気自動車用普通充電設備等導入事業公募型プロポーザル実施要領等の規定に反した場合が考えられます。</p>